

小児慢性特定疾病医療費助成のご案内

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、病気にかかっているお子さんがいる家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

1. 対象となる方

次の①②に当てはまる場合には、小児慢性特定疾病医療費助成制度から、医療費の助成（一部自己負担あり）を受けることができます。

- ① 18歳未満の児童であり、受診者または保護者（申請者）が岐阜市内に住民票があること。
（18歳到達時点において事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳到達までの方も対象となります。）
- ② 厚生労働大臣が定める疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等であること。
※対象疾病と基準については、「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページ（<http://www.shouman.jp/>）にてご確認ください。

2. 自己負担額について

対象疾病の保険医療費の負担割合が2割となります。また、医療保険上の世帯の市民税額に基づいた自己負担上限月額が適用されます。福祉医療費受給者証（子ども・重度等）をお持ちの方は、保険医療費の自己負担分は福祉医療で助成されます。

同一の医療保険上の世帯に、特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の助成を受けている方がいる場合は、自己負担上限月額が按分されます。

【表1】自己負担上限月額表

（単位：円）

区分	区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合:2割、外来+入院+薬代)		
			一般	重症(※1)	人工呼吸器等装着者(※2)
生活保護等	生活保護・血友病		0		
低所得Ⅰ	市町村民税	年収 80 万円以下	1,250		500
低所得Ⅱ		年収 80 万円超	2,500		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 71,000円未満	5,000	2,500		
一般所得Ⅱ	市町村民税 251,000 円未満	10,000	5,000		
上位所得	市町村民税 251,000 円以上	15,000	10,000		
	入院時の食費		1/2自己負担(※3)		

※1 重症：以下の①②のいずれかに該当の場合。

①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円／月（例えば医療保険が2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円／月）を超える月が年間6回以上ある場合）

②重症患者認定基準に適合する者（4ページの【表4】を参照）

※2 人工呼吸器、体外式補助人工心臓等を常時装着し、離脱の見込みがない者等に該当。

※3 生活保護・血友病の方については、入院時の食費の自己負担はありません。

3. 医療費助成の有効期間について

受給開始日は「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日」か「原則申請日の1か月前」のいずれか遅い方とすることができ、有効期間は令和7年9月30日までとなります。

この制度は毎年更新が必要です。治療を継続される場合は、有効期間が終了する前に更新手続きを行う必要があります。更新時期が近づきましたら、更新案内を送付します。

4. 申請に必要な書類等

提出書類等	留意点等
①小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	・太枠内を記入してください。住民基本台帳関係情報及び地方税関係情報を取得することへの同意者については、【表2】をご覧ください。
②小児慢性特定疾病医療意見書	・疾病ごとに様式が定められています。「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページ(http://www.shouman.jp/)からダウンロードできます。 ・複数の疾病がある場合は、疾病ごとの医療意見書が必要です。 ・指定医が作成したものに限りです。 ・記載年月日から3か月以内のものが有効です。
③医療意見書情報の研究等への利用についての同意書	・医療意見書の情報が、厚生労働省のデータベースに登録され、小児慢性特定疾病に関する創薬の研究開発や政策立案等にも活用されることになります。
④医療保険の資格確認書等の写し(資格確認書・資格情報のお知らせ・健康保険証のどれか)もしくはマイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書	・受診者が加入している医療保険の種別によって、提出していただく対象者が異なります。 【表3】をご覧ください。
⑤保険者への所得区分照会に関する書類	・加入する医療保険の種別によって異なります。 【表3】をご覧ください。

【その他の持ち物】 受診者・申請者のマイナンバーカードや通知カード、個人番号通知書

本人確認のできるもの(申請者分)

＊生活保護受給者は、④⑤の提出は不要です。

＊血友病A・Bの方は、「特定疾病療養受療証」の写しも提出してください。

5. 該当される方のみ追加で必要な書類

該当者	提出書類
・人工呼吸器、体外式補助人工心臓等を1日中使用し、離脱の見込みがない方等	・人工呼吸器等装着者認定証明書 (人工呼吸器等装着者証明欄は医師が記載。指定医でなくても可。)
・重症患者認定基準に該当する方 ＊【表4】をご参照ください。	・重症患者認定申告書(申請者が記入。) ＜お持ちの方＞ ・身体障害者手帳(1級又は2級) ・障害者年金証書 いずれも、障がいの原因疾病として小児慢性特定疾病名が記載されているもの。
・高額な医療が長期的に継続する方 ＊認定を受けた月から12か月以内に医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合	・高額治療継続者認定申告書(申請者が記入。) ・領収書、診療報酬明細書 ・自己負担上限月額管理票
・医療保険上の世帯に特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾病の医療受給者がいる場合	・該当者の特定医療(指定難病)受給者証の写し又は小児慢性特定疾病医療受給者証 ・該当者の医療保険の資格確認書等の写しもしくはマイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書
・受診者が特定医療費(指定難病)の助成を受けている場合	・特定医療(指定難病)受給者証の写し
・申請者と対象児童の住所地が異なる方	・岐阜市外の住所地の方の住民票 (岐阜市に住民登録があり、同意書を提出した場合は添付不要。)
・市町村民税が非課税世帯で年収が80万円以下の方	・申請者の障害(基礎)年金、遺族基礎年金、寡婦年金、特別児童扶養手当、福祉手当などを受けている場合は、令和5年分支給額のわかる書類(証書、通知書、通帳など)の写し
・小児慢性特定疾病登録者証を申請される方	・小児慢性特定疾病登録者証申請書

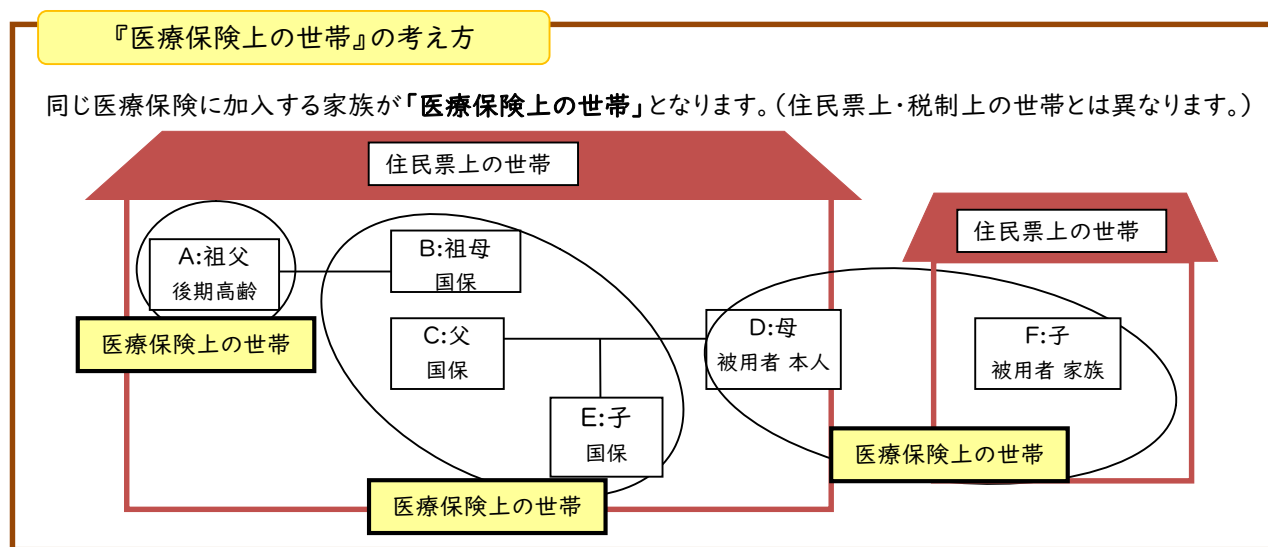
【表2】税務調査の対象となる方

加入する医療保険の種類	対象者
国民健康保険	国保に加入する方全員分 (ただし、義務教育以下の方は除く。)
国民健康保険組合 (同業種従事者による国保組合)	
被用者保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)	被保険者本人の分

【表3】医療保険の資格確認書等の写し・マイナンバーカード等が必要な方と保険者への所得区分照会に必要な書類

加入する医療保険の種類	資格確認書等の写しもしくはマイナンバーカード等が必要な方	所得区分照会に必要な書類
国民健康保険(※4)	国保に加入する方全員分	・所得区分照会に関する同意書
国民健康保険組合 (同業種従事者による国保組合)	国保に加入する方全員分	・所得区分照会に関する同意書 ・受診者と同じ医療保険に加入している方全員分の「令和6年度市・県民税所得・課税証明書」
被用者保険 (全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合など)	被保険者が受診者	受診者本人分
	被保険者が受診者以外 *受診者の資格確認書等に被保険者名の記載がある場合は、被保険者の資格確認書等を省けます。	受診者分と被保険者分 ・所得区分照会に関する同意書 ・被保険者が市町村民税非課税の場合は「令和6年度市・県民税所得・課税証明書」

※4 申請者が後期高齢者医療の場合は、後期高齢医療加入者と国民健康保険加入者を世帯とみなします。



6. 指定医、指定医療機関について

申請書に添付する医療意見書を作成できるのは都道府県等が指定した指定医に限られます。

小児慢性特定疾病の医療費助成が受けられる医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)は、医療機関等の所在地の都道府県等が指定した指定医療機関に限られます。

指定医及び指定医療機関については、各都道府県等のホームページ等で確認をお願いします。

申請時には受診される医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)を全て記入していただきます。

7. 小児慢性特定疾病登録者証について

登録者証を申請した場合、市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがあります。

原則として、マイナンバー情報連携を活用します。申請時に希望された方のみ、書面での登録者証が発行されます。

【表4】小児慢性特定疾病重症患者認定基準

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの（両下肢を足関節以上で欠くもの）
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記（眼及び聴器を除く）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3か月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の公布について」雇児発1118第2号（平成26年11月18日）

<相談窓口・問合わせ先>

岐阜市保健所 地域保健課 TEL:058-252-7191

<申請等の受付窓口>

○岐阜市保健所 地域保健課 都通2-19（1階）

○中保健センター 徹明通2-18 柳ヶ瀬グラッスル35 3階

〔 自家用車でお越しの際は、金公園地下駐車場または柳ヶ瀬グラッスル35駐車場をご利用ください。〕
〔 窓口手続きに要した時間分の駐車料金は市が負担しますので、駐車券を窓口へお持ちください。 〕

○南保健センター 茜部菱野1-75-2

○北保健センター 長良東2-140

受付時間：午前8時45分～午後5時30分（土・日・祝日除く）

令和6年11月作成